

**○公益財団法人北九州国際交流協会**  
**役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程**

平成24年3月28日

理 事 会 議 決

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北九州国際交流協会（以下「本協会」という。）定款第13条第1項及び第28条第1項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所として、週3日以上本協会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、第2号以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称に関わらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する 旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤の役員に対し、職務執行の対価として、別表1に定める報酬月額範囲内で理事会で定める報酬を支給することができる。

- 2 非常勤の役員等が、評議員会及び理事会等へ出席したときは、職務執行の対価として、別表2に定める報酬を支給することができる。ただし、常勤役員には支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の役員の報酬は、その月分をその月の20日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日においてその最も近い日曜日、土曜日又は休日のいずれでもない日を支給日とする。

- 2 非常勤の役員等の報酬は、理事会及び評議員会等への出席の都度、その職務が終了

した後に支給する

(退職手当等)

第5条 退職した役員等には、退職手当及びこれに準ずる手当を支給しない。

2 この規程に定めのない手当は支給しない。

(費用)

第6条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

| 区 分     | 報 酬 月 額               |
|---------|-----------------------|
| 常 勤 役 員 | 369,000円以上 576,000円以内 |

別表2

| 区 分       | 報 酬 日 額 |
|-----------|---------|
| 評 議 員     | 5,000円  |
| 非 常 勤 役 員 | 5,000円  |